

性感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和 7 年 11 月 10 日  
厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部感染症対策課

性感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（案）について、令和 7 年 9 月 8 日（月）から同年 10 月 7 日（火）まで御意見を募集したところ、8 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、いただいた御意見のうち当該案に関する御意見についてのみ、適宜要約した上で記載しております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	医療の提供について、希望者全員ワクチン接種の無料化を追加すべき。	貴重な御意見として、今後の政策立案の参考にさせていただきます。 本指針においては、ワクチン開発の研究、新たな予防方法の可能性を視野に入れた研究開発等を推進することが重要であるとしています。
2	改正の趣旨等について、近時に問題として取り上げられている項目が入れ込まれ、非常によいと思う。 2. 改正の概要の「○検査の奨励と検査機会の提供」において、検査の外部委託により、保健所が他の主な業務に注力できるというメリットが生じ、よいと思う。	本案に賛成の御意見として承ります。 御指摘の点について、本指針においても、住民が検査しやすい体制を整えることが重要であるとしています。 貴重な御意見として、今後の政策立案の参考にさせていただきます。

	<p>しかし、同項目について、現在、保健所に採血、結果確認の2回赴く必要があることが検査控えにつながる可能性があるため、web会議システム等を用いて、丁寧な本人確認を行った上で、保健所に赴かずに結果を確認できる体制を整えるべき。</p>	
3	<p>性感染症は、性交だけに関わらず性行為や性器を触る行為でもリスクがあるので、全体をとらえた対策にかかわることに期待している。</p> <p>また、性行為をするに十分な準備をできない状態での性行為(強制的性交など)や不衛生な状態での性器への接触(痴漢行為など)についても、関係省庁と連携して性感染症の対策の観点から広報してほしい。</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>貴重な御意見として、今後の政策立案の参考にさせていただきます。</p>
4	<p>性感染症を患った外国人の入国を禁止すべき。</p> <p>性感染症について啓発すること自体は賛成だが、年齢制限を設けるとともに、男女平等に行うべき。</p>	<p>外国人の入国によりエイズやHIVがまん延することは想定しておりません。</p> <p>また、本指針案においては、女性のみならず、パートナーや家族の協力・理解の促進も必要であるとしています。</p>
5	<p>学校での啓発について、啓発だけではなく教育課程への組み込みが必要である。</p> <p>特に子宮頸がんについては、子育て中の若き母親世代の命にかかわる病気である以上、将来生まれてくるであろう子どもの福祉のためにも啓発にとどまらず、積極的に教育してほしい。</p>	<p>貴重な御意見として、今後の政策立案の参考にさせていただきます。</p> <p>また、性感染症は、早期発見及び早期治療により治癒、重症化の防止又は感染の拡大防止が可能な疾患であり、性感染症の予防には、正しい知識とそれに基づく注意深い行動が重要であることから、国が、都道府県等と協力して、性感染症予防の普及啓発に関して社</p>

		<p>会の理解を後押ししていくことが重要であると考えております。</p>
6	<p>概ね賛成ですが、意見を数点。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針の対象者で、「性風俗産業に従事する女性及び利用歴がある男性客」とあるが、女性及び男性の表記を人にする等配慮した方がいいのではないか。</li> <li>・ 個人間の接触についてもっと具体的に書いた方がいい。パパ活やマッチングアプリ等個人間の方が患者が多いのではないか。</li> <li>・ 検査の外部委託可能にするとあるが、今までできなかったのか。</li> <li>・ 検査の結果、陽性となっても、紹介先で再度検査をする必要があり、検査控えに繋がっていると考えられる。治療のあり方を考えるべき。</li> <li>・ プライバシーの観点から、本人からの保険者へ申し出るにより医療費のお知らせ等から性感染症等の治療歴は削除することが可能等の対策を考えた方がいいのではないか。</li> </ul>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「性風俗産業に従事する女性及び利用歴がある男性客」という記載については、実際の報告数に基づいた表現です。</li> <li>・ 厚生労働審議会感染症部会における御意見も踏まえ、御指摘の機会を含めた多様な機会を念頭に、個人間の接触と規定しているところです。</li> <li>・ 検査の外部委託について、これまでも外部委託は可能でしたが、検査機会を拡大することを目的として指針に明記しております。</li> <li>・ 複数回の検査の御指摘について、保健所での検査を経て病院を受診する場合、多くの保健所においては、受検者への検査のハードルを下げ、性感染症の早期発見及び早期治療につなげるため、個人が特定されないような無料匿名での検査を実施しております。したがって、御指摘のように、医療機関での治療の際に、改めて検査を実施することもあると考えられます。</li> <li>・ 医療費のお知らせについては性感染症対策のみならず医療保険制度に関わるものであることから、貴重な御意見として、今後の政策立案の参考にさせていただきます。</li> </ul>

7	<p>基本的人権の尊重についての記載がない。後天性免疫不全症候群の予防指針では偏見や差別について大きく取り上げられているが、性感染症や急性呼吸器感染症の予防指針には人権尊重の章がない。さまざまな事情を抱えた人がいることを認識し、感染症対策においても充分配慮を受けられるように人権の尊重は省略せず記載すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文の一部を「性的接触を介して感染するため、患者等の人権の尊重や個人情報の保護への配慮が特に必要であること等の特徴を有することから、公衆衛生対策上、特別な配慮が必要な疾患であるとしております。」と修正いたしました。</p>
8	<p>*****</p> <p>二 普及啓発及び教育</p> <p>普及啓発に当たっては、妊娠を希望する女性に加え、そのパートナーにおいても性感染症予防に十分留意することを促すことや、性感染症及びその妊娠や母子への影響を性と生殖に関する健康の問題として捉える配慮をすることが重要である。また、性的虐待や性犯罪等の被害者に対する支援や緊急避妊のための診療等の場においては、性感染症予防を含めた総合的支援が求められる。加えて、尖圭コンジローマについては、子宮頸がんとともに、ワクチンによっても予防が有効であることから、ワクチンの効果等についての情報提供を行うことが重要である。</p> <p>*****</p> <p>(1) 「性と生殖に関する健康の問題」という記述について、WHOの提唱する“Sexual and Reproductive Health and Rights (SRHR)”から“Rights”が落ちた表現であるが、敢えて「権利」を抜く理由は何か。</p>	<p>御意見いただきました文脈においては、女性やパートナー等への健康に焦点を当てていることから、「性と生殖に関する健康の問題」としております。</p> <p>また、女性が性感染症に感染すると次世代への影響が生じるおそれがあることから、パートナーや家族においても、性感染症予防に留意することを促すことが重要であると考えております。</p>

<p>(2) 「女性に加え、そのパートナーも予防に留意し、感染の妊娠や母子への影響に配慮すべき」という趣旨と考えられるが、この方向での啓蒙は「女性を守るために男性も予防すべき」という圧力を生むのではないか。尖圭コンジローマと子宮頸がんワクチンが最後に触れられており、これらが組み合わさると男性への HPV ワクチンの接種圧力になると考えられることから、“Rights” の保護のため、そのようなことが絶対に起こらないようにするための記述が必要である。</p>	
---	--

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。